

さまざまな刑事司法制度における人権

——アジア・ヨーロッパ会合第9回非公式人権セミナー
(2009年2月18日～20日、フランス、ストラスブール)

Human Rights in Criminal Justice Systems: 9th Informal ASEM Seminar on Human Rights (18-20 February 2009, Strasbourg, France)

新 倉 修

1 はじめに

本稿は、2009年2月18日から20日においてフランス共和国ストラスブール市で開かれたアジア・ヨーロッパ会合第9回非公式人権セミナー「さまざまな刑事司法制度における人権」(9th Informal ASEM Seminar on Human Rights, "Human Rights in Criminal Justice Systems")を紹介するものである¹⁾²⁾。次の段階では、その中身を立ち入り、日本における刑事司法制度の実行との関係で、国際人権法が果たすことができる役割や解決すべき課題について検討することにしたい。

その際、2名の高名な人権法の専門家によるセミナー・リポート(Seminar Report)を大いに活用することとした³⁾。それは、裁判官および法律家の独立性に関する元国際

1) なお、タイトルの表記について一言。英文のタイトルを見るとシステムが複数形になっており(Systems)，これを日本語で表記した場合には諸制度とすることも考えたが、さまざまな司法制度に横断的な・基準となる人権とは何かということに焦点をあてたものであることを表すために、あえて「さまざまな刑事司法制度」としたことをあらかじめお断りしておきたい。

2) このセミナーについては、すでに日本弁護士連合会の広報機関誌でも簡単に紹介したほか、日本経済新聞の読書欄コラム「今を読み解く」でも紹介した。新倉修「遅れてやってきた取り調べの可視化」日本経済新聞2010年2月7日付14面。

3) Dato' Param Cumaraswamy and Manfred Nowak, "Human Rights in Criminal Justice Systems," Strasbourg, France, 18-20 February 2009, Seminar Report, 22 pages. なお事前に、説明資料として配られたものもこの2人のペーパーであった。主催者側にこの文書の性格を尋ねたところ、主催団体の公式資料ではなく、専門家の作成した参考資料であるというが、その水準はかなり高い。4つの分科会(ワーキング・グループ)に分かれてなされたフリー・ディスカッションは、それぞれの司会(facilitator)が参加者の意見を聞きながら、議論の方向を決めるというものであった。Dato' Param Cumaraswamy and Manfred Nowak, "Human Rights in Criminal Justice Systems," Strasbourg,

連合報告官であるダト・パラム・クマラスワミ⁴⁾と拷問およびその他の残虐で非人道的なまたは品位を損なう取扱いに関する国際連合報告官であるマンフレッド・ノヴァク⁵⁾である。なぜ、この2人なのか、という疑問に答えるには、このセミナーの成り立ちについて考えてみる必要がある。もちろん、アジアとヨーロッパという、それぞれ固有の歴史と文明をもった2つの地域を代表する優れた専門家であるということは、この場合というより、この種の地域横断的な企画において欠かせない配慮によるものであることは、いわば当然の前提ではあるが、それだけではなく、植民地と宗主国という極端な支配・従属の関係を経験したこの2つの地域が、人権というそれ自体きわめて微妙かつ基本的な人間関係・社会関係の基盤ともいうべきことがらについて、慎重に、対話という形式にいわばこだわりながら、融合とはいかないまでも、接近という歴史的に大きな意味をもった「事業」を試みるのにふさわしい人選であるということは、さしあたって指摘しておかなければならない。要約して言い換えれば、要するに、おふたりとも、単にそれぞれの地域を代表する著名な人権専門家というだけではなく、地域を越えて、国際連合という普遍的な国際社会を体現する国際機関において、しかも人権という国際標準が形成されつつある分野において、顕著な実績と分厚い経験を積まれた知的なリーダーともいうべき人柄であることに留意しておきたい。

このセミナーは、フランス外務省とスウェーデンの人権と人道法に関するラオウル・ワレンベルク研究所⁶⁾とアジア・ヨーロッパ財団⁷⁾の共同主催で、ヨーロッパ人権裁判所、国際人権研究所およびストラスブル大学の協力に基づき、さらには、ヨーロッパ委員会の後援で開催された。開会式は、ヨーロッパ人権裁判所の会議室で挙行され、所長が歓迎のスピーチを行った。とりわけ印象的であったのは、開会冒頭の全体会で、国連事務総長の警察問題の元顧問で、平和維持活動局に勤めていたインドの女性が、自分は参加者の中でも法律家としてのバックグランドがない異色の経歴であると自己紹介をして、人権問題に対して辛口の論評を展開したことであった。他方、イタリアの裁判官は、「民主主義と自由を求めるヨーロッパ司法官」⁸⁾という団体の元会長であった。

France, 18-20 February 2009, Background Paper, 88 pages. また事前に質問表が配布されていた。
Concept Note & Working Group Questions.

- 4) Dato' Param Cumaraswamy, Former United Nations Rapporteur on the Independence of Judges and Lawyers
- 5) Manfred Novak, United Nations Rapporteur on Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment
- 6) Raoul Wallenberg Institute of Human Rights and Humanitarian Law
- 7) Asia-Europe Foundation
- 8) Magistrats Européens pour la Démocratie et les Libertés, MEDEL

アジアからの参加国は、カンボジア、中国、インド、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムといった顔ぶれで15カ国に及び、他方、ヨーロッパからはオーストリア、ブルガリア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リチュアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、連合王国（イギリス）など22カ国に及ぶ⁹⁾。

この顔ぶれからも想像できるように、非公式セミナーの母体となったアジア・ヨーロッパ会合¹⁰⁾は、ASEAN10カ国と欧州評議会25カ国が母体となって誕生し、アジアでは、日本、韓国、中国、モンゴル、フィリピンというように東アジアという地域にまでウイングを伸ばし、他方、ヨーロッパでは、ソ連からの独立という歴史的な経験を有するバルト三国に加えて、ブルガリア、ハンガリー、ポーランドなど、旧ソ連圏というわれる東欧という地域にまで、やはり東にウイングを伸ばした陣容である。今回のセミナーに参加していない国もあるので、ASEMの参加国自体はさらにもう少し幅広い顔ぶれになる。

さて、ASEMという枠組みにおいて、2年に一度というペースで開催されている「人権に関する非公式セミナー」¹¹⁾は、今回、刑事司法制度（複数形で表示していることは、

9) ちなみに、http://www.asef.org/index.php?option=com_project&task=view&id=504。

10) アジア欧州会合ともアジア・ヨーロッパ会議とも訳されているが、Asia-European Meeting, ASEM (<http://www.aseminfoboard.org/>) の紹介は、外務省のホームページ参照。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEM/1.html>

11) これまでのテーマと開催地を紹介しておこう。第1回「司法へのアクセス。司法の運用における地域的および国内的特異性。司法の運用をモニターする。スウェーデン、ルント、1997年12月」(Access to justice; regional and national particularities in the administration of justice; monitoring the administration of justice. Lund, Sweden, December 1997), 第2回「アジアおよびヨーロッパの価値における違い。教育権。少数者の権利。中国、北京、1999年6月」(Differences in Asia and European values; rights to education; rights of minorities. Beijing, China, June 1999), 第3回「表現の自由および情報への権利。人道的介入と国家の主権。健康な環境への権利は存在するのか。フランス、パリ、2000年6月」(Freedom of expression and right to information; humanitarian intervention and the sovereignty of states; is there a right to a healthy environment? Paris, France, June 2000), 第4回「良心および信教の自由。民主化、紛争解決と人権。社会福祉の促進における権利と義務。インドネシア、バリ、2001年7月」(Freedom of conscience and religion; democratisation, conflict resolution and human rights; rights and obligations in the promotion of social welfare. Bali, Indonesia, July 2001), 第5回「経済関係。多国籍企業の権利と対外直接投資。スウェーデン、ルント。2003年5月」(Economic relations; rights of multinational companies and foreign direct investments. Lund, Sweden, May 2003), 第6回「国際移民・移住民。移住民の保護と移民の管理および運営。中国、蘇州。2004年9月」(International migrants; protection of migrants, migration control and management. Suzhou, China, September 2004), 第7回「人権と民族的・言語的・宗教的少数民族。ハンガリー、ブダペスト。2006年

刑事司法制度がさまざまにありうることを承認するという意味が込められている)における人権というテーマを取り上げたが、その内容に入る前に、さらにもう一言、これまで8回にわたる非公式セミナーにおいて、文字通り、多角的にさまざまな人権に関するテーマを取り上げてきたことにも留意しておきたい。

人権そのものがどう生かされてきたのかということも、たいへん気になるところであるが、まさに非公式セミナーの成果をどう生かすかという点に、なるほどと肯かせる工夫が凝らされている¹²⁾。それは、非公式セミナーの成果は、地域や国名といふいわば記名情報を除去して、普遍的・共通的なトピックという形で、主要な問題点とめざすべき改善策・参考になる先進例などがまとめられ、国際連合や欧州連合、欧州評議会、欧州議会、ASEANなど関係する国際機関にだけではなく、すべての参加国政府に対して、「勧告」(あるいは日本語のニュアンスでいえばむしろ「助言」というべきかもしれない)の形で伝えられることになる。その後の扱いについては、各政府の自主的な判断に任せているわけで、名指しの非難やピンポイントの攻撃ではなく、あくまでも「対話」と「協調」という主体性を重んじた取扱いに委ねられている。ここにも、「人権」が外交政策の「武器」や「えさ」として使われるというストラテジーとは別の次元において、いわば人類全体の関心事としてとらまえた上で、人権の改善は、自主的な独力と周囲の理解と援助・支援によるべきだというプリンシプルが伺える。逆に言えば、このように会合 자체を非公式なものとして位置づけて、公式の記録(当然に公表を前提としている)を作成することなく、参加者個人に自由闊達な意見の表明を保障しつつ(国際的に有力な国の圧力だけではなく、そもそも自国政府の圧迫・圧力に気兼ねすることなく、発言する自由を確保するという狙いがある)、しかし他方、単なる自己満足的な愚痴や告発・事実供述や感想・印象の表明にとどまらず、人権という人間の生き方や社会関係のあり方の基本にかかわる問題について、その前進をかちとるために、具体的な目標と到達するための手段・利用できる資源・活用可能な国際協力に裏打ちされた「報告と提言」にまとめて、「関心事の共通化」を図るという狙いがある。裏返せば、公式の会合は、建前と利害が前面に出てしまい、非難の応酬に終始したり、自国の自慢話でお茶を濁した

2月」(Human rights and ethnic, linguistic and religious minorities. Budapest, Hungary, February 2006), 第8回「人権と表現の自由。カンボジア、シェムリアップ。2007年9月」(Human rights and Freedom of Expression. Siem Reap, Cambodia, September 2007)。

12) Executive Summary, Seminar Report, pp.2-6. この報告に示された見解は、すべて著者の個人的な見解であって、主催団体(Asia-Europe Foundation, the Raoul Wallenberg Institute, the French Ministry of Foreign Affairs)の見解ではないという注記がある。著者のほかに、セミナーでは、第3分科会と第4分科会についてワーキング・グループの報告者(Atty. Simon Creighton, Prof. Kuk Cho)が総括報告をした。その2人に対する謝辞も記載されている。

り、虚勢と脅し（プラフ）が暗躍したり、本音と合意点が見えにくくなりがちであるので、人権問題を国際的に取り上げるとしたら、これまでの国際的な取り決めや仕組み（国家通報、自国報告、個人通報）のほかに、国際機関（国連の人権理事会、総会、経済社会理事会、安全保障理事会のほか、国連の付設専門機関である国際労働機関 ILO）とは別に、地域間での取り組みとしては、定期的な協議と対話の場を設けることがきわめて大きな実践的な意義をもちうると思われる。言い換えると、ヨーロッパ社会が、とりわけフランスがヨーロッパ社会という枠組みを活用して、世界的な「戦略」を描くとしたら、ジョセフ・ナイ教授¹³⁾が指摘するように、軍事力や政治力・経済力というハード・パワーというよりもむしろ、文化や言語などのソフト・パワーにかなり比重を置いて絵柄を選択することの方が、経済効率性や影響力という点から見ても、大きな意味があり、あえていえば、賢い選択とか、成熟した大人の選択とか評価しても差し支えないであろう。

贅言を弄すれば、日本の国際的な位置取りが取りざたされている昨今、乱暴な言い方かもしれないけれど、植民地化の危機に直面して「尊皇攘夷」から「勤皇開国」に大きく舵を切り、「大政の奉還」という大きな政局転換（体制転換）を遂げた幕末日本の故知にならうと、国際人権というものは、一種の「黒船」という脅威のシンボルであって、むしろこれを逆手にとって、福沢諭吉のいう「和魂洋才」を通じて、東西文化の「混淆」を図り、短期間の内に技術を体得し、工業力を蓄えて、みずから黒船を建造する国づくりに成功したばかりではなく、世界一の造船国にまで「成り上がった」実績に照らしてみると、国際人権を自家薬籠中のものとして存分に修得し、自在に使いこなして、世界一の「人権国家」に「のし上がる」ことも夢ではあるまい。そのためには、細心の注意を払って、国際動向を研究して、進路を見極めて、経済的・財政的・地政学的・人的な資源を考慮した上で、目標を立て、情報を公開して「関心事の共通化」を図り、果敢に目標の実現に向かうべきではないか。そのためにも、刑事司法というきわめて「センシティブ」な領域について、「センシティブ」であるからこそ人権の光をあてる必要があるという西洋の故知にならって、国際的な水準や到達点、目標とすべき課題をつぶさに研究・検討する必要がある。

2 要約¹²⁾（全訳）

民主主義社会における刑事司法制度は、法の支配に従って、さまざまな利益、時とし

13) Joseph S. Nye, Jr., *Soft Power*. 2004, Public Affairs, New York.

て対立し合う利益を慎重にバランスをとらなければならない。まず、国内法の遵守、犯罪に対する闘争および国内の安全の維持についての国家の正統な利益、次に、犯罪や虐待の被害者の利益、第3に、被疑者・被告人あるいは有罪判決を受けた犯罪者（the accused or the convicted and sentenced offender）の権利などの利益が問題になる。国際人権法は、国家の権力と個人の自由とのバランスをとる必要があることを認識しており、国家が刑事法制度を通じて遵守しなければならない最低限の保障を設定するものである。

このセミナーへの参加者は、基本的人権の保障という実体について一般的な合意をもっており、刑事司法制度の効果的で公正な運用を確保することが重要であることについても共通の理解があった。とはいえ、討議を通じて、国際条約に定められた基準と国内法およびその実践例との間には大きなギャップがしばしば存在するという事実が浮き上がってきた。参加者の指摘するところによれば、体罰が国際人権法の先例法によって違法とされ、死刑の廃止に向けて地球的な規模でのトレンド——人権の漸進的な発展に寄与する要素であるが——が大きくなっているのに、このような刑罰形態を国内刑事司法制度の一部として維持することを希望する国にとっては、このことが依然として争点となっている。しかしながら、アジアおよびヨーロッパの諸国がともに直面している問題に照らすと類似性はきわめて大きく、参加者はこぞって、刑事司法改革について対話を継続し、経験と最善の実践例を共有する必要があることを強調した。

「人権とさまざまな刑事司法制度」という題名の第9回 ASEM 非公式人権セミナーは、ストラスブル——人権の対話にとって重要な中心地——で開かれた。ここでは、ヨーロッパ人権裁判所の到達点や課題が参加者に示された。この行事は、国際人権研究所、ヨーロッパ人権裁判所およびストラスブル大学の協力を得て、アジア・ヨーロッパ財団、ラオウル・ワレンベルク研究所およびフランス外務省によって組織された。ヨーロッパ人権裁判所の所長ジャン＝ポール・コスタ氏は、ヨーロッパ人権裁判所の重要な役割と直面する課題についての思いを述べて、開会の言葉とした。外務および欧州問題担当大臣ベルナール・クーシュネル氏は、フランス人権大使フランソワ・ジムレー氏の述べたアジア・ヨーロッパという2つの地域の間で連続して人権に関する非公式の対話の意義をさらに強調するメッセージを述べた。基調報告者であるヨーロッパ理事会の人権委員長トマス・ハマルベルク氏および警察問題についての国連事務総長元顧問キラン・デディ博士は、このセミナーのその後の討議にとって枠組みを作るのに役立つ問題に光をあて、問題を提起した。

公式の政府代表（外務省、司法省からの派遣）、裁判官、弁護士、非政府組織、市民

団体および学術関係を含む総勢95人の参加を得て、45のASEMの参加国および参加団体のうち39が参加して、刑事司法制度における人権基準の組み込みについて討議し、ならびに経験および最善の実践例を共有した。参加者にはあらかじめ、2人のメイン報告者であるパラム・クマラスワミとマンフレッド・ノヴァクが作成したセミナーのテーマに関するバックグラウンド・ペーパー（背景説明資料）が配布された。

セミナーでは、刑事司法制度のさまざまな段階においてどのように人権を改善するのかについて、オープンで直接的で掘り下げた討議を行うため、4つのワーキング・グループをつくるよう呼びかけられた。ワーキング・グループの焦点は、公判前の手続と拘禁における被疑者の権利、公正な公判の基準、犯罪と刑罰に関する人権水準、刑務所における権利の4つである。1日半の集中的な討議の後で、ワーキング・グループの成果は、全体会に披露され、承認を得た。

次の点が、最も重要な争点と勧告を要約したものである。

公判前の手続と拘禁

- 多くの国において問題があるのが、逮捕の理由および拘禁中におけるあらゆる権利を直ちに知らされる被疑者の権利に関する点であり、とりわけ被疑者の弁護士、医者および家族に知らせ、意思疎通を行う権利、黙秘権、人身保護請求手続(habeas corpus)を効果的に利用できる権利および拘禁中における取扱いについて苦情を述べる権利に関する点である。この文脈において、法的助言を受ける権利や法律扶助を利用できる権利を効果的に保障することが、警察拘禁および勾留(detention on remand)¹⁴⁾中における恣意的な取扱いや不適切な取扱いから被疑者を守るためにきわめて重要であることは、参加者が強調している点であった。
- 公判前手続における刑事司法を指導する基本的な原則である無罪の推定に照らして考えると、参加者が強調しているのは、公判前の被拘禁者を、捜査機関とは別個の機関で別個の命令系統のもとに置き、かつ、勾留されている被拘禁者と有罪判決を受けた被拘禁者との分離を厳格に実施する必要について討議した。
- 拷問や不適切な取扱いが一番多く発生するのが警察拘禁の間であるので、参加者

14) detention on remand の訳については、ここではとりあえず、勾留とした。それ自体として、Oxford Dictionary of Law; Black's Law dictionary にも見出し語ではなく、田中英夫編著『英米法辞典』にも記載はない。他方、remand は、『英米法辞典』には「再勾留」という訳語がみられるが、Oxford Dictionary of Lawでは、To commit an accused person to custody or release him on bail during an adjournment である。したがって、語義に必ずしも「再」という意味が含まれるわけではなく、日本の制度に引き当てて考えると、「勾留」とするのが最も近いと判断した。

は、取調べの録音・録画による記録、取調べにおける法的助言者（弁護人）の立会に関する保障および、法執行機関とは別個の命令系統に属する独立の機関による警察の実効的な監督（「警察の警察」）の設立など、濫用や虐待に対する実効的な保障をつくることを強調した。

- セミナーでの討議によって、参加国の多くにおいて、公判前の拘禁が、例外ではなく、相変わらず原則とされている点が確認された。さらに、公判前の拘禁に使われる施設は、しばしば過剰収容の状態にあり、普通の刑務所よりもかなり悪い状態に置かれている。この点において、参加者が一致して認めているのは、非拘禁の措置に頼ることを増やしたり、予想される量刑の長さと釣り合った勾留期間の上限をつくるなどをしたりして、公判前の拘禁の使用そのものを減らし、使用する場合にもその期間を減らす必要があるという点である。

公正な裁判

- 多くの国において、公正な裁判を受ける権利は、きわめて大きな脅威にさらされており、とりわけ政治的に微妙な事件においてはそうである。参加者は、公正な裁判を受ける権利と法の支配を確保するためには、腐敗を受けず、偏らない独立の司法機関が重要であることを強調していた。あらゆる裁判所は、通常裁判所、軍事裁判所あるいは特別裁判所など、名称のいかんを問わず、公正な裁判を受ける権利を保障する義務を負う。
- 被疑者の多くは法制度の運用についてほとんど知識がないので、刑事手続のあらゆる段階においてその正当な利益を代表する有能な弁護人に依頼できることは重要であることは、参加者によって力を込めて主張されていた。被疑者が自分の弁護人に支払うことができない状況においては、司法の利益が必要な場合に法的代理を提供するため、国が、法律扶助、法クリニックまたはプロ・ボノ（無料）の法律サービスなどの制度を設立しなければならない。
- 刑事裁判に非専門家が関与することの消極面・積極面について、参加者は議論した。非専門家の参審員または陪審を利用する事がアジアやヨーロッパの国々において共通してみられる慣行であることが指摘されていた。裁判の公共的性質に照らして、公判の聴聞（証拠調べ）および判決に関して、被疑者・被告人の権利を保護するためだけではなく、刑事裁判制度における透明性と公衆の信頼を増大させるために、このような公衆参加は奨励されなければならないというのが、参加者が一般に感じていたことであった。

- 参加者の感じたところによれば、この ASEM セミナーの最も有益な側面の1つは、アジアにおいてもヨーロッパにおいても、多くの国が公正な裁判を確保する中で共通の問題に直面していることに気づき、経験と最善の実践例を交流するために機会を提供していることがある。公正な裁判を受ける権利を実施する中で最善の実践例の要約 (compendium) を開発するために、政府間レベルで努力するよう、参加者は求めた。

犯罪と刑罰

- 議論の中心は、刑事司法制度の支えとなるさまざまな目的とはなにか、それがどのように刑罰の選択に影響するのかという点にあった。現代犯罪学と刑罰学の諸原理に従って、犯罪者の改善、社会復帰および社会統合に向けられた刑事司法政策を開発すべきだと、参加者は求めていた。犯罪の防止および犯罪者の社会復帰が刑罰の双子の目標として考慮されなければならない。
- 多くの国において、刑務所収容または拘禁による処罰に代わる方策をますます多く利用することが、注目を集めている。犯罪の性質および重大性ならびに犯罪者の人格および生育環境に応じて、かつ、社会の保護の終局的な目的と合致して、量刑をより柔軟なものとするために、国が、1990年の国連非拘禁措置に関する最低基準規則に従って、刑務所収容に代替するものとして、非拘禁的な刑事制裁の形態を強力に推進すべきことを、参加者は求めていた。
- 多くの国において、量刑において裁判所の裁量権を制限し、犯罪に対して厳格な態度をとっているように見せるために、裁量を排除した量刑¹⁵⁾(mandatory sentences) が導入されてきた。裁量を排除した量刑が、量刑における裁判所の裁量を制限し、上訴において量刑を再審査してもらう被告人の権利を制限するものであることを、国は深刻に考えなければならない。

刑務所における権利

- 刑務所における安全確保と拘禁施設内部での暴力を防止する活動は、あらゆる法域において主要な課題となっており、引き続き注意を払わなければならない。生命への権利は、他の被収容者からの危険がある刑務所収容者の部門ならびに自損や自殺の危険にある者も保護するために国側が積極的な行動をとることを必要と

15) Mandatory Sentences の訳語も、mandatory という言葉が義務的とか必要的というふうに訳されることが多いので苦労した。量刑裁量を排除する趣旨という意味で、本文のように訳した。

している。刑務所内におけるあらゆる人たち——被収容者も職員も——にとって暴力と弱さが表れる状況を減らすために、矯正職員に適切な訓練・研修を与える必要があることを、参加者は強調した。

- 刑務所収容に関して議論の中で指摘された最も一貫したテーマの1つは、家族のつながりや社会との連携一般を推進することを通じて、被収容者がもっと広く社会から切り離されずに統合されている状態にとどまる必要があるという点である。安定した拘禁環境の推進と社会的統合の目的は、刑務所収容中およびその後において、家族のつながりの維持を通じて、最もよく達成される。このような実務慣行は、家族の誰かが刑務所に収容されている場合に、その子どもの最善の利益を保護し、推進する義務にも気づくべきである。
- 拘禁において特別な課題や困難に直面する一連の被収容者の立場は考慮され、かつ、少年は成人と分離して収容しなければならず、少年や青年が社会再統合と再社会化が最大限度可能となるように、ダイバージョンの措置を最大限に用いなければならない。刑務所における女性の特別なニーズもまた、格別な注意を要するところであり、女性が安全に保たれ、虐待から保護されることを確保するため、とりわけ健康、出産・育児のケア、職員配置にも注意が必要である。
- 刑事裁判制度の内部において被害者の役割を正式のものとして認めるという文脈において、被害者に対する賠償計画は、恣意性を排除するため、国が運用するものでなければならないことを勧告する。

ASEM 関係国に対する一般的勧告

- 参加者は、刑事司法制度の公正かつ効果的な運用に関する国際基準の遵守が重要であることを是認した。この関連で、国際人権条約または地域人権条約、とりわけ市民的政治的権利に関する国際規約、拷問その他の残虐で非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の禁止に関する条約ならびにこれらの選択議定書を批准せず、または国内法に取り入れていない国は、批准または国内法に取り入れるように奨励すべきことを勧告する。
- 人権の保護に関する地域的な人権機構が存在しないことが、参加者によって考慮された。参加者は、アジア諸国に対して、人権の保護および促進のために、ヨーロッパ人権裁判所に似た裁判所の設立につながるような、地域的機構を設立するように励ました。
- 刑事司法制度のいかなる段階においても、拷問または不適切な取扱いの実行は、

ワークショップの討議の全体を通して、深刻な憂慮をいたかせる問題であった。参加者は、このような不適切な取扱いにかかる個人が誰であれ、その者について予防、捜査、訴追、処罰を確保する基本的な義務を、国が負うことを再確認した。これに加えて、参加者は、警察、裁判官、検察官、弁護士および刑務所職員を含む、司法にかかるすべての人が積極的に拷問をなくすように闘う義務を負うことを強調した。

- 多くの刑事司法制度の本来の機能は、不十分な資源、財政的および人的な資源しか割り当てられていないことによって阻害されており、しばしばこれらが人権侵害につながっている。参加者は、刑事司法制度の独立、公平、効果的な機能を確保するために、政府が、警察、検察官、裁判官および刑務所職員への適切な俸給と労働条件を含む、十分な資源の提供を優先課題とすべきことを当然と感じた。
- 子ども、女性または少数派の集団などの特殊な集団は、刑事司法制度にかかる場合には、特別なニーズをもっている。刑事司法制度は、国内法および慣行において、適切に認識されなければならない。
- 犯罪被害者の権利は、すべてのワーキング・グループにおいて取り上げられた。参加者は、被害者の権利が、1985年の犯罪および権力の濫用の被害者に対する基本的な正義の諸原則に関する国連宣言に従って、裁判へのアクセス、賠償およびその他の形態での援助を受ける権利を含めて、いっそう促進されかつ保護されなければならないことを強調した。しかしながら、参加者は、被害者の権利をいっそう認めることが被疑者・被告人の権利を犠牲にして達成されなければならないという点で一致して認めた。
- 国際人権基準に関する研修と周知は、人権のいっそうの保護を確保する枢要な方法としてしばしば取り上げられた。裁判官、検察官、弁護士、警察、刑務所職員、執行機関のその他の職員を含む、刑事司法制度の関与者たちは、国際的および地域での人権基準に関する研修を与えられなければならない。第2次および第3次の学校教育のいずれにおいても、人権教育を制度化することをも考慮しなければならない。
- 参加者は、国内人権委員会、オンブズマン、地域および国際の監視機関ならびにNGOなど独立の監視機関が、刑事司法制度のさまざまな段階における人権水準の遵守をモニターするにあたってなし得る重要な役割を強調した。

3 セミナー報告

以上翻訳紹介した「要約」をつけて、本文にあたるセミナー報告がつくられた。その内容をかいつまんで紹介して、項目毎につけられた「勧告」を全訳して紹介したい。全体の構成は、A 「概観」(7頁), B 「ワーキング・グループ1：公判前の手続と拘禁」(8~12頁), C 「ワーキング・グループ2：公正な裁判」(12~16頁), D 「ワーキング・グループ3：犯罪と刑罰」(16~18頁), E 「ワーキング・グループ4：刑務所における権利」(18~22頁), F 「総括所見」(22頁) である。

A 概観¹⁶⁾

捜査・公判・刑罰・矯正の全過程について人権の保護強化策を講じて、司法の主要な関与者・担い手 (actors. 演者と言ってもよい) が果たすべき重要な役割を強調することが、このセミナーの目的であるとしている。注目すべきは、「権利の文化」(a culture of rights) を保護し生み出すという役割を重視しているところである。その上で、セミナーの目標を3つにしほり、次のように掲げる。

- ASEMに参加する諸国を通して個人の権利がどのように保護されているのかという点について、なにがトレンドであるかを見定めること
- 公判前、裁判、公判後ならびに量刑および処罰の段階において、国際人権基準への合致が共通した優先事項であることを発見すること
- 国内、地域、国際のレベルにおいて関係する機関に関して勧告を作成すること

刑事司法制度に関する国際人権基準の内容について参加者にはおおむね共通の理解があったが、日常的にレベルでの人権の実践という点では大きな問題点があり、ヨーロッパ側の参加者では、ヨーロッパ人権条約の寄与が大きいという意見が強く主張され、したがって、参加者の多くは、地域的な人権機構をつくることによってアジアの刑事司法における人権保障に大きな寄与ができるという意見を述べた。

かなりの数の社会では、捜査・訴追・処罰の国家の利益と被疑者・被告人の基本的人権の保障との間に矛盾があると感じられており、とりわけ死刑や体罰（身体刑）¹⁷⁾をめ

16) Seminar Report, p.7.

17) Corporal punishmentをどう訳すかというのも、むずかしい。日本で「体罰」というと学校教育法11条に規定があり、明治12年の教育令では「殴りまたは縛る類」としているが、昭和23年12月12日の法務庁法務長官調査意見では「身体に対する侵害、被体罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒は、体罰に当

ぐって激しい意見の対立がみられた。しかし、国際人権法は、国家権力と個人の自由とのバランスをとる必要を認めており、刑事司法制度全体を通じて国家が守るべき最低基準を定めている。

治安を確保する国家の利益と基本的人権の促進・保護とは、ともに推進すべき利益であって、矛盾はないという意見がみられた。その点で、刑事司法制度の主要な担い手（裁判官、検察官、弁護士、警察、刑務所職員）について、人権の情報を提供し、人権についての研修を通じて、刑事司法制度における人権の主流化がきわめて重要である。また、広く社会一般に対して人権教育を普及することも、同じく重要である。

B ワーキング・グループ1：公判前の手続と拘禁¹⁸⁾

このワーキング・グループでは、①「公判前手続における被疑者の権利」、②「公判前の拘禁に関する機関と保障」、③「公判前の拘禁における拷問および不適切な取扱いに対する闘い」、④「公判前の拘禁の要件」、⑤「例外ではなく、原則としての公判前の拘禁」、⑥「公判前の拘禁についての公衆の受け取り方」の6点にわたって議論をした。

公判前手続における被疑者の権利

被疑者の権利が法律上保障されているが、実際には実効的な保障がなされていない。とりわけ、警察拘禁の最長期間に関する法的な基準や弁護人に直ちに依頼することができる権利が、国家の安全保障を理由として、あるいは捜査機関の都合で、系統的に妨害された事例がある。

弁護人依頼権についても、非ヨーロッパ圏では、そもそも重大な犯罪の場合に限定されているが、ヨーロッパでも、弁護人の立会いが許されるのは、最初の取調べが終わった後だという国も多い。最初の取調べの段階から弁護人の立会いが権利として認められ、秘密交通権を保障し、捜査資料への完全なアクセス権を認めるべきだという意見がある。また、無償の法律扶助ともリンクさせる必要もある。多くのASEM参加国では、一貫した法律扶助制度がない。法律扶助制度の運用に全国的な弁護士会を関与させたり、法律扶助の政策を決定したり、よりよい質を確保するために法律扶助理事会などを設立する必要がある。また、法律扶助弁護士に対して国が公平な報酬を支払うことも必

たる」とされている。ここではむしろ、イスラムの世界ではまだ行われているとされている鞭打ちや棒で叩く（四肢の切断を含む）などの身体に直接加えられる刑罰という意味での「身体刑」を意味すると思われるが、あえて広く身体に加えられる苦痛という意味で「体罰」という訛語をとった。

18) Seminar Report, pp.8 to 12.

要である。

弁護人依頼権の告知が実際どのようになされているかについても、議論があった。公判前の拘禁中に捜査機関が意図的に弁護人依頼権を告知しないという国もある。被疑者が理解できる言語で告知がされていないという国もある。オーストリアでは、19の言語で書かれた文書を交付している。

<勧告（全訳）>

- 國際基準に従って警察拘禁の期間を制限すること
- 警察拘禁の始めから、被疑者に対して、逮捕の理由を直ちに告げられる権利や拘禁中のあらゆる権利を保障すること。この中には、弁護人や医師および自己の家族へのアクセスの権利ならびにこれら弁護人、医師および自己の家族との交通権、黙秘権、拘禁における自己に対する取扱いについて苦情を申し出る権利が含まれる。
- 人身保護請求手続の権利を保障されること
- 警察拘禁の始めから、効果的な法的助言および法律扶助を受けることができるよう保障すること

公判前の拘禁に関する権限を有する機関と保障

警察拘禁、勾留、受刑者の服役は、場所的にも命令系統上からも、それぞれ分離収容することが重要である。警察から公判前の拘禁の権限を取り除けば、拷問や不適切な取り扱いのリスクは大幅に減少する。勾留された被疑者は、警察施設から移動させ、被疑者がつづけて取調べを受ける場合でも、警察拘禁に戻さないことが必要である。たとえ同一の施設に収容されている場合でも、未決と既決は分離して収容すべきことは、参加者が全員一致して認めた。

多くの国は、法律によって拘禁の期間が決められているにもかかわらず、実際には守られていないことがある。フィリピンでは、移動裁判所（「車で移動する裁判所」justice on wheels）が遠隔地での公判前の拘禁の審査にあたっている。勾留が正当かどうかを審査するために、定期的に公判前の拘禁を審査する国もある。恣意的な拘禁を受けた人が法的救済と賠償を受けるべきだという意見が強く表明された。

<勧告（全訳）>

- 場所および命令系統において、警察拘禁、勾留および有罪判決を受けた者の刑務所収容を厳格に分離することを確保すること

- 少年の被拘禁者と成人の被拘禁者から分離すること
- 公判前の拘禁の効果的、独立かつ公正な司法審査の義務的・定期的な制度を実施すること
- 警察拘禁および勾留が恣意的になされ、および／または、長期間にわたる場合において、その被害者に賠償を提供すること

公判前の拘禁における拷問および不適切な取扱いに対する闘い

拷問の禁止が絶対的なものだという認識が法執行官や刑務所職員に欠けることがあります。したがって、拷問をすることが重大な犯罪をしたと非難するのではなく、「ミス」として軽く扱われてしまうことがある。さらに、法執行官による実力を行使した取調べの技法や制限が国内法によって規制されていないこと、法執行官はどのような方法を合法的に使えるのか不安定な状態に置かれている。警察による不適切な扱いを調べる権限を与えられた徳物の部署があっても、モニターする対象となる法執行機関と同一の機関内にそれが設置されていると、監視が実際に行われるのか、独立性を発揮できるのか、きわめて疑問な場合がある。「警察の警察」をつくることはきわめて重要である。

拷問等の防止には、拷問等禁止条約の選択議定書（Optional Protocol to the Convention against Torture, OPCAT）に定めるように、独立した外部のモニター機関による拘禁場所への定期的な訪問制度が必要である。公判前の被拘禁者が裁判を受けることもなく、刑務所に「忘れ去られている」例もある。拘禁施設の周囲の環境が不透明であったり秘密とされたりすることによって、拷問や被人道的な取扱いが発生しやすくなる例もある。

その他の防止策としては、警察による取調べの録音・録画、公判前の拘禁施設の入所時に医療診断を義務づけること、被疑者本人を裁判官の面前に連れて行くことがある。これらの措置は、不適切な取扱いをあぶり出すためだけではなく、誤って告発されないように捜査官の身を守る効果もある。拷問によって得た自白を証拠として使えないことも、重要な対策である。証拠排除法則が重要な役割を果たしている。また、自白だけで有罪判決を言い渡すことができるとすると、拷問が発生しやすくなる。

<勧告（全訳）>

- 法執行機関の指揮命令系統とは別個の独立した機関による警察の監視をつくること（「警察の警察」）
- 「法執行官による実力および火器の使用に関する基本原則」に従って警察職員に

よる実力の行使の法的な規制

- 捷問等禁止条約の選択議定書における国内防止機関のような、独立した外部のモニタリングに対して警察拘禁および公判前の拘禁施設を後悔すること
- 拘禁および不適切な取扱いがありうることを独立して審査するために、被疑者を「物理的に」裁判官の面前に引致すること
- 公判前の拘禁に置くにあたって、医師にアクセスすることを許し、および診断を義務づけること
- 録音・録画による記録および弁護人の立会いなどのように、警察および検察官による取調べの間中、効果的な保障を確保すること
- いかなる手続であれ、捷問によって得られた証拠の非許容性（証拠禁止）を確保すること

公判前の拘禁の要件

公判前の拘束を受ける人は、人道的な扱いを受ける権利を有し、有罪の立証がなされるまで無罪と推定される事実のゆえに、敬意を以て扱われる権利を有する。しかし、実際には、有罪の判決を受けた人よりも劣悪な状態で拘束される場合がしばしばある。過剰収容の問題の外に、公判前の拘禁施設には、十分な面会室がなく、十分な活動ができるスペースや態勢がなく、面会や接見の権利が著しく侵害されたり、時には、関係者の社会生活に取り返しのつかない悪影響を与えたりすることもある。

<勧告（全訳）>

- 国際人権基準に従って、警察拘禁および勾留施設の物理的条件を改善すること

例外ではなく、原則としての公判前の拘禁

自由権規約9条（3項）によれば、裁判に付される者を抑留すること（勾留）が原則であってはならない。実際には原則と例外が逆転している国が多い。その理由としては、刑事司法制度の担い手や公衆の中には、「犯罪に厳しい」態度をとる傾向があり、これと被疑者はすでに裁判の結果が出る前に「有罪」とみる傾向があるからである。公判前の拘禁は、しばしば、刑の一部と受け取られている。軽微な犯罪についても、勾留が自動的に課され、収容に代わる代替策が欠けていることも、勾留率が高い根拠となっている。

非拘禁措置を包括的かつ一貫してとることによって、公判前の拘禁が使用することを減らし、使う場合でも拘禁の期間を減らす必要があるという点について、参加者に合意が見られる。ただし、保釈制度については、外国人被疑者には適用がないとか、原住民に対する差別があるとか、一定の犯罪が概して保釈の対象から外されているとか、運用に一貫性がなく、差別的に使われている点に批判があった。未決拘禁に対する独立した定期的な審査のほかに、注目を浴びたのは、公判前の拘禁の期間は容疑犯罪の法定刑は半分以下とされ、最長でも2年を超えることができないというラトヴィアの実務であった、また、少年に対する公判前の拘禁は、ダイバージョンを用いて、使わないようするすることが重要という認識で、参加者は一致をみた。

<勧告（全訳）>

- 裁判官に引致後になされる公判前の未決拘禁について、その長期は当該犯罪に対する可能な量刑に応じた範囲に限定すること。
- 保釈、自宅逮捕、旅券などの書類の没収、電子監視その他の方法による監視など、非拘禁の措置を通して、公判前の拘禁の使用を減らすこと。
- 少年の公判前の拘禁をダイバージョンの措置によって置き換えること。
- 軽微な犯罪について、公判前の拘禁を廃止すること。

公判前の拘禁についての公衆の受け取り方

公判前の拘禁についての世論の動向が、刑事司法政策に影響を及ぼしている例がある。一部の国では、公判前の未決拘禁を受けている人と有罪判決を受けた受刑者とを区別しない見方があり、世論も法執行官とともに「犯罪に厳しい」対策を求めるので、それが圧力となって裁判官は自由を剥奪する方向に傾きがちと言われている。被疑者・被告人の権利について認識を高め、知識を広げる必要があるという指摘がされた。さらに、メディアや市民団体は、法執行に対する重要な監視役であり、「犯罪に対する闘い」という情緒的な側面に立ち向かい、勾留の過度で恣意的な利用が大きな社会的コストを支払わなければならなくなることを指摘するカギである。

C ワーキング・グループ2：公正な裁判¹⁹⁾

公判手続は、刑事支障制度の中でもっとも公的な部分である。公判手続が公正に、か

19) Seminar Report, pp.12 to 16.

つ、効率的に行われていることが、刑事司法制度全体をうらなう基準となっている。このワーキング・グループでは、公判手続の共通の原則は何か、問題点はどこにあるのか、最善の実践例は何かについて、討議した。

公正な裁判を受ける権利（the right to a fair trial）の基本的な保障が重要であるという点については意見の一一致がみられた。多くの法域では、刑事司法制度の適切な運用を確保するにあたって同様の問題に直面している。ヨーロッパでは、ヨーロッパ人権条約が、加盟国に、直接または間接に、適用される。アジアでは、地域的な人権条約はなく、それがアジアにおける人権状況に影響を及ぼしているという意見を述べる参加者もいた。とはいえ、いくつかの国は、憲法上の規定が人権を保障している。

人権をいっそう保護するために、よい実践例がどの程度の射程距離をもっているのかという点に議論があった。独立のオンブズマン制度をつくったり、国内人権委員会をつくったりすることによって、パリ原則（国内人権機関による人権の保護・促進を図ること）を守ることになる。独立の刑務所・拘置所の監視委員会、市民団体やメディアに航海された政治的な空間をつくること、刑事司法制度の主要な活動主体に対する人権研修、ロースクールのカリキュラムに人権を組み入れることなどは、人権を制度化するという観点で重要な方法として指摘された。

<勧告（全訳）>

- 市民的政治的権利に関する国際規約（ICCPR）、拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約（CAT）、拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約の選択議定書（OPCAT）を批准していない国は、批准するように求められ、自由権規約14条に定める公正な裁判手続を国内法に取り入れることが要請されている。
- 1993年のウィーン宣言および行動計画に応じて、アジア諸国は、人権の促進および保護に関する地域的な機関（地域裁判所を含む）を設立するように要請されている。
- 刑事司法の運用にとって国を導くため、自由権規約14条の実施にかかわる最善の実践例の概説書（compendium）を開発しなければならない。
- 裁判官、弁護士および検察官は、自由権規約14条に定める公正な裁判手続を含めて、国際人権規範の国内適用に関して、継続的な法教育を通じて、意識するよう努めなければならない。
- 国際人権法を高等教育機関のカリキュラムに含めなければならない。教育担当省

庁は、学校において人権価値を教えることを含めるように要請されている。

公正、独立および説明責任

公正な裁判手続の中核的な原理は、公正 (fairness)、独立 (independence)、公平 (impartiality) である。公正とは、検察官と弁護人との間において、それぞれの側が相手方に対して不利な立場に置かれずに、主張する機会を確保される武器の対等を伴うものである。また、動機のいかんを問わず、直接または間接の影響、圧力、威迫がなされないことを必要とするものである。

裁判体 (judiciary) の独立と公平はまた、公正な裁判を受ける権利を基本的な要素である。独立は、裁判体の制度的な独立とともに、個々の裁判官の独立からなる。制度的な独立のカギとなる要素は、統治機構 (Government) のさまざまな部門間の権力の分立であり、さらには、裁判制度の運用、とりわけ事件の配分における独立であり、裁判所の決定に対する尊重や裁判の執行である。個別的な独立とは、不当な影響や圧力あるいは脅迫を受けることなく、事実と法に基づいて事件あるいは主張を裁判官が判断することができるよう保障するものである。政府が裁判官の任命、とりわけ下級審の裁判官の任命に対してかなり大きな影響力を行使し、裁判体の独立を脅かしていることを懸念する意見もあった。

公平はまた、裁判官が判断を求められている事件または主張において個人的な偏見や先入観に影響されずに、当事者を対等に扱うことを必要としている。この点において、裁判体の廉潔性を確保し、裁判制度における腐敗（買収）その他の違法な慣行と闘う機構を設立することが重要であるという指摘がみられた。

<勧告（全訳）>

- 独立して、公平かつ腐敗から自由な裁判体は、国によって確保されなければならない。このことには、裁判官の個人的な独立および制度的な独立が含まれる。とりわけ、裁判官の任命手続は、実績 (merit) に基づく選任を確保するものでなければならない。この点に関して、任命を行うにあたって独立した司法サービス委員会 (an independent judicial service commission) の設立は、よい実践例である。
- 下級審の裁判体が執行兼によって統制される国においては、国は、下級審の裁判体が独立かつ公平であるとみられることができるように、執行部からの司法部の独立を確保するような立法をしなければならない。

- 行政的な事項その他を扱うために特別の裁判所を設立することが正当とされる場合でも、また、軍人に関する事項を扱うために軍事裁判所を設立することが正当とされる場合でも、通常の裁判所の裁判管轄を排除するために特別裁判所を設立することは許されない。

公開

公衆のアクセスを確保し、判決の公表を確保することによって公判手続の透明性を確保することはまた、公正な裁判を受ける権利を保障する重要な一般原理であり、裁判手続の民主的な統制を容易にさせるものである。ASEM 参加国においては、公開の裁判は守られるべき規範であるが、例外的には、子どもにかかわる事件など、当事者の利益が必要とする場合や、裁判の公正さを保障するため、あるいは民主的な社会における国家の安全にかかわる事件など、一定の限られた場合には、公衆を排除することができる。とりわけ国家の安全にかかわる事件においては、濫用されるおそれがあるから、厳密に必要那場合でなければ公判を停止することはできないとすべきである。

公衆をかかわらせるることは、司法制度の運用への信頼を維持し、親和性を奨励し、社会における公正な裁判の原則を理解させ、かつ、この原則をきちんと守るために重要な方法でもある。公衆の関与として ASEM 参加国において普通に使われているものは、素人の陪席または陪審員制度の利用が含まれる。公衆は与えられた役割を公正かつ司法制度の効果的な運用のために遂行するよう努めているという印象を参加者は異口同音に述べた。したがって、国は引き続き、公衆の参加を奨励しなければならない。

ワーキング・グループにおいて難しい領域として扱われたのは、公判前の段階あるいは公判の段階において刑事手続をメディアにおいて、あるいは、政府またはその他政府高官によって公然と議論することに關係がある。ここでは、表現の自由への権利と公正な裁判を受ける権利との間の微妙なバランスが求められている。裁判についてメディアで論じられることは、時として扇情的なものになりうるのであって、事実かどうかということがほとんど考慮されずに、陪審やその他の陪席であれ、素人の裁判手続への参加者に不当な影響を及ぼす可能性がある。これと同様に、政府高官は、被疑者・被告人を有罪と扱う傾向があり、したがって無罪推定の原則を脅かすおそれがある。

<勧告（全訳）>

- 公判前および公判段階での過度のメディアによる取材および報道は、裁判の公正さに対する偏見を与える可能性がある。報道の自由と公正な裁判を受ける権利と

は、ともに重要な権利であって、対立するものであるから、慎重にその間のバランスを図らなければならない。

弁護人依頼権

弁護人依頼権は、公正な裁判を受ける権利にとってカギとなる保障である。警察との最初の接触段階から公判手続を通じて、最後は上訴の最終的な結論を得るまでの全過程において、弁護人依頼権は、被疑者・被告人と国との武器対等を含めて、手続の公正さを確保するのに基本的に必要なものである。

取調べの過程で、多くの国では、弁護人へのアクセスに遅れが存在する点が議論になった。一部の国では、弁護人へのアクセスを定めた規定が、被疑者を代理する弁護人なしに取り調べることを容易にするために、解釈されていることに懸念が表明された。

法的な助言を得る機会が遅れさせられていることが公正な裁判を受ける権利、とりわけ黙秘権の行使に著しい影響を与えるものである。したがって、逮捕の最初の段階から、取調べを受けていると否と問わず、被疑者は弁護人に依頼することができ、しかも完全に秘密の状態で、弁護人と相談する十分な時間を与えることが、基本的に必要とされなければならない。被疑者・被告人が法的な助言や代理を受けられない状況では、効果的な代理を提供されなければならない。

<勧告（全訳）>

- 被疑者・被告人に対して、とりわけ重大な犯罪において、法律扶助を与えあるいは弁護人を指定するという規定においては、国は、弁護人が有能なものであることに留意しなければならない。

その他の問題

刑事裁判手続の遅延は、ヨーロッパでもアジアでも、共通にみられる問題である。ヨーロッパでは、ヨーロッパ人権裁判所に現在継続している事件のかなりの数が、ヨーロッパ加盟国の裁判に遅延によって人権問題になっているというケースである。しかしながら、遅延は、単に公正な裁判の保障にかかるだけではなく、公衆の信頼を損なうことにもなり、公判前の拘禁の長期化や刑務所の過剰収容などの問題にも、深刻な影響を与える。

遅延を引き起こす要因はいろいろであるが、法的な要因としては、上訴が極めて多く

あり、あるいは極端に手続の様式が複雑という問題もあり、法廷や裁判官が不足しているとか法廷の運用が適切でないという制度的な要因もあり、裁判所の予算が足りないという財政的な要因もある。対策の国によってさまざまであり、合理的な期間内に裁判を受ける権利が憲法上定められている国もある。検察官に迅速な捜査を促し、答弁取引などを活用することを求める国もあり、事件処理のやり方を改善することに努める国もある。改革や十分な予算の手当などを通じて、刑事裁判手続の公正かつ効果的な機能化にむけて、財政的に政策的にも、国がきちんと対応することが基本的に必要であるというのが、ワーキング・グループの意見である。

被害者の役割やその福祉に対してもっと注意を払うことが重要であることは、多くの国で指摘されている。手続に参加する権利、被害者影響証言、賠償その他の修復的手段などが、刑事手続に被害者の利益をよりよく顕出させるために、とられている。被害者の権利を認めることは、もちろん妥当であるが、被疑者・被告人の権利を犠牲にしてもいいわけではないというのが、参加者の強調しているところである。

最近、多くのASEM参加国において、少年司法が改革の対象となっている。少年には特別のニーズがあるので、年齢や発達段階、子どもの福祉を確保する第一義的な利益があることを考慮して、とりわけ少年の社会復帰と社会再統合を考慮して、手続を分離することが許されるべきである。子どもや若年成人に対して社会再統合と社会復帰のために最大限のチャンスを提供し、加害者と被害者との間の仲裁（mediation）を推進することを目的とする、ダイバージョンのプロセスと、少年非行の解決にあたって非拘禁的な措置の使用ということ（子どもの権利条約3条に従って）に、特別の考慮が払わなければならない。

<勧告（全訳）>

- 国は、刑事司法制度の実効性のために、財政的かつ人的な資源を十分に提供しなければならない。定期的に、国は、その刑事司法制度を審査し、効果的で公正な刑事司法を提供するにあたって欠陥があればこれを矯正するために改革を行わなければならない。
- 国は、損害回復を求める権利を含む、犯罪被害者の権利を保護しなければならず、損害回復を求める権利は国内法に組み込まれなければならない。被害者が犯罪の行為者から賠償を得ることができない場合には、国は、被害者に賠償を提供することを確保する仕組みを設立しなければならない。
- 少年は、刑事司法制度の中にあって、少年の最善の利益を保護する特別の手続に利用する資格を与えられる。ダイバージョンの手続に格別の考慮がはらわれなけ

ればならない。

D ワーキング・グループ3：犯罪と刑罰²⁰⁾

それぞれの国における犯罪と刑罰に関する理論と実践について意見交換をした。内容は、3つに分けて報告する。すなわち、①「応報的傾向」、②「死刑および体罰（身体刑）」、③「その他の問題」である。

応報的傾向

最近の政治・経済の環境において、応報的傾向が強まっている。公的な資金提供は世界経済危機において応報的な措置に向けられており、各國は、刑事司法制度に関して国際的な法基準を軽視する傾向がある。ワーキング・グループの考え方は、刑事司法制度において人権は尊重され、保障されなければならないこと、犯罪予防に公的資金を注入する法が犯罪に対する応報に資金注入するよりも効果的であるというものである。国には独自の刑事哲学を持ち、独自に刑事法制を制定する自由はあるが、国際法規範を国内法に取り入れるために、まじめに努力すべきである、という点では一致した意見がある。

世界の多くの国でみられる貧弱な拘禁状態や非拘禁者の健康にマイナスの影響があること、また刑務所収容によって受刑者の社会再統合が困難になることなどを考えると、刑務所収容に代わる非拘禁形態の制裁を重視すべきだという意見があった。刑務所がますます多く建設され、ますます多くの人が社会復帰や教育にとって有意義な施設や処遇計画がないのに、刑務所に収容されているという傾向がみられる。この点で、1990年の国連非拘禁処置に関する最低基準規則の重要性を再認識する発言があった。

いくつかの国で死刑の言渡しが義務づけられていること、コモンローの国において裁量性のない量刑制度（義務的量刑制度）を求める提案が増えてきていることについて懸念が表明された。義務的な量刑制度が裁判所による裁量の余地がないものであるが、上訴において刑の軽減を求める被告人の権利を制限することになるという点に懸念が表明された。

<勧告（全訳）>

- 国は、現代の犯罪学および刑罰学の諸原則に従って、刑罰の目的が犯罪人の改善と社会復帰であるとした犯罪対策を発展させなければならない。犯罪の防止および犯罪者の処遇は、刑罰の2つの目的として考慮されなければならない。国は、

20) Seminar Report. pp.16 to 18.

地球的な規模での経済危機においても、応報的措置よりも多くの資金が犯罪の予防に投入されるように確保しなければならない。

- 国は、刑罰に対する国際的な法的制約を認識し、これを尊重し、国内法に取り入れなければならない。
- 犯罪の性質および重大性、犯罪人の人格および背景ならびに社会の保護の究極的な目的に従って量刑により大きな柔軟性を付与するため、非拘禁手段に関する1990年の国連最低基準規則に従い、刑務所の収容に対する代替手段として、非拘禁の刑事制裁を強力に推進しなければならない。
- 国は、裁判所の量刑裁量に対して義務的な量刑が課した制限および刑の言い渡しを上訴において再審査を受ける被告人の権利とを深刻に受け止めて考慮しなければならない。

死刑および体罰（身体刑）

死刑と体罰（身体刑）については、さまざまな意見が交わされ、合意に至らなかった。多くの参加者は、死刑を科することが国際人権基準と両立しないと述べ、執行の猶予（モラトリウム）を直ちに実施すべきだと主張した。存置国において死刑に賛成する世論をどのように変えるのかという問題が提起されたが、時間が足りず、十分深められなかつた。

しかしながら、少数の参加者は、死刑も体罰（身体刑）も人権問題ではなく、刑事司法の問題にすぎず、国家は自らの法制度を選択する主権を持っており、ドメスティックな価値と状況に応じて、自らにとって効果的な犯罪対策に基づいて決断する問題であるという意見も唱えられた。

それ以外にも意見の相違があり、死刑と体罰（身体刑）については、勧告案について合意に達し得なかった。

その他の問題

予防拘禁、被害者の権利、伝統的な刑事司法制度などについても議論した。

とりわけ、予防拘禁が、司法機関の関与なく決定され、期間の上限が定められていないという点に批判があった。一部の参加者からは、重大な頻回犯罪者に対する例外的な措置として用いるべきだという意見も示された。

被害者の権利については、被害者に与えられている役割が周縁的なものであること、

刑事司法制度において被害者の利益が配慮されていないこと、1985年の犯罪および権力の濫用の被害者に関する正義・司法の基本原則の国連宣言の重要性を再確認すべきだということが議論された。被害者の権利という言説が犯罪対策における応報的な傾向を奨励するためにしばしば使われていることに対して、被害者の権利を向上させることが被疑者・被告人の権利を弱めるものとなってはいけないということが、ワーキング・グループでの討議全体として、強調された。

サイバー犯罪、人身取引、臓器窃取などの新しい形態の犯罪についても話し合った。

民族的少数者の伝統的な刑事司法制度が、国によっても、刑法学者によっても、しばしば無視されているという指摘がなされた。国際人権基準を侵害するものでない限り、そのような伝統的な制度も尊重すべきだという結論に賛成が得られた。

<勧告（全訳）>

- 国は、サイバー犯罪、人身の取引および臓器窃取などの新しい形態の犯罪という文脈において、人権侵害に対し、もっと注意しなければならない。
- 国は、可能な場合はいつでも、しかも国際人権水準および国内法と抵触しない場合は、伝統的な司法制度を奨励しなければならない。
- 被疑者・被告人の権利を危うくすることなく、犯罪および権力の濫用の被害者のための正義の基本原理に関する1985年の国連宣言に従って、被害者に対して、裁判へのアクセス、原状回復、賠償および援助を与えるため、あらゆる努力をしなければならない。

E ワーキング・グループ4：刑務所における権利²¹⁾

すでに「バックグラウンド・ペーパー」に述べたように、受刑者の権利を認めるかどうか、それを向上するかどうかはひとえに国の決断にかかわるのであり、受刑者は、ほかのどのような立場よりも、例外的に、脆弱な立場に置かれている。ワーキング・グループは、刑事施設の責任者が、所内の安全というニーズと受刑者の人権との間に適切なバランスを発見する方法は何かないのかという点をめぐって議論した。また同時に、拘禁の条件に関して、あるいは刑務所収容が地域社会や受刑者の家族にどのような影響を与えるのかという問題についても、考えた。①「国際人権諸条約、判例およびソフト・ロー基準の影響力」、②「拷問その他残虐で非人道的または品位を損なう取扱いまたは刑罰の防止」、③「被収容者の権利および社会における被収容者の役割」、④「被害者の権利」

21) Seminar Report. pp.18 to 22.

という事項を扱った。

国際人権諸条約、判例およびソフト・ロー基準の影響力

受刑者であっても、自由権規約やヨーロッパ人権条約、人権に関するソフト・ローなど、基本的な人権を保護される仕組みによって守られている。国際人権条約の批准は、目的ではなく、出発点である。その意味で、国際条約や国際基準を国内でどのように実施するのかという点が重要になっている。直接執行できる国内法上の権利をつくることが重要であり、有益であるというのが、参加者の一致した意見である。また、国際的あるいは地域的な機関による先例や判例が、基準を引き上げる重要な手段とみられていることも、指摘された。

法的な問題だけに閉じこものではなく、ほかの領域にも目を配るべきだというのが、参加者全員の一致した認識であった。拘禁の状態や刑務所内の生活について一般社会に知識が乏しく、刑務所収容の目的について公開討論の機会がないことから、受刑者の人権について社会的な認知を高めることが、きわめて大きなインパクトがある。刑事司法制度の担い手と人権の専門家との間に知識や認識のギャップが存在するので、国際基準の国内実施が困難になっている。したがって、人権基準についての情報が、刑事司法制度や刑務所制度の担い手にもっとたやすくアクセスできるように、改善されなければならない。

<勧告（全訳）>

- 人権条約の批准は、刑務所において人権を伸長するため、基本的に必要である。
- 条約上の権利は、これらの権利が国内法において直接に執行可能のことによっていっそう向上される。
- 公式の法的基準や救済と並んで、刑務所収容に関する諸問題についてもっと社会の認識をつくりあげる必要がある。
- 地域的な人権裁判所を含めて、国内人権機関のネットワークによって支援されて、地域的な人権メカニズムを設立させることが重要性であることを強調された。
- アジアおよびヨーロッパの2つの地域間の協力は、保健、教育および一般的な水準に関して、刑務所制度における力量をつくりあげるために奨励されなければならない。

拷問その他残虐で非人道的または品位を損なう取扱いまたは刑罰の防止

拷問は、自白をさせたりや情報を提供させるために、あるいは処罰、威嚇、強制または差別のためには法執行官によって故意でなされる。さらに、拘禁の条件や受刑者の取扱いそのものが残虐で、非人道的で品位を傷つける取扱いにあたる場合もある。このような状況をただすためにも、国際条約や地域的条約や機関は、最低限の基準をつくるために役立ち、これによって拘禁状態を改善することが可能になる。したがってたとえば、資源が乏しいので拘禁状態の改善に手をつけないということは、許されない。とりわけ拷問等禁止条約と選択議定書の批准は重要である。

「目を開けて見なければ、わからない」(If you don't look, you don't see) ということから、外部委員による定期的な監視が重要である点について参加者の意見一致がみられた。

各国の経験からさまざまな発言があり、ある人は、地域社会と受刑者の家族とりわけ子どもとの関係に対する影響を監視することを通じて、社会一般に対する刑務所収容の影響についてより広い理解を提供するには NGO がもっとも適しているという意見もあった。拘禁施設を受刑者の家族や地域社会に開かれたものにするだけではなく、拷問等禁止条約選択議定書に定める国内拷問防止機関 (National Preventive Mechanisms, NPMs) や、国内人権委員会あるいはその他の非裁判機関など、公式化した・制度化した視察や防止機関による定期的な監視活動が有用である。また、このような活動を通じて、行刑機関の職員に助言がなされ、対話が行われるようになり、このような方法を通じて、施設側の防衛的な姿勢を改めさせることに役立つという指摘もあった。適切な組織形態はさまざまにありうるけれど、市民社会・市民団体や独立した機関が刑務所にアクセスすることによって、適切なチェック・アンド・バランスが生まれるという点について参加者にコンセンサスがみられた。

<勧告（全訳）>

- 「目を開けて見なければ、見えない／わからない」。残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いにつながるような刑務所における条件や行動を同定し、かつ、調査するために、変化を引き起こすような積極的な手段 (pro-active steps) がとられなければならない。
- 拷問等禁止条約 (CAT) および自由権規約 (ICCPR) ならびに被拘禁者の取扱いに関する世界最低基準および地域的な協定は、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いにつながる拘禁の条件を防止するため、基本的に必要な手引き

と政策を提供する。

- 国内法は、拷問を犯罪として、実行者を訴追する（拷問等禁止条約第4条に従つて）ための規定をつくらなければならない。
- 国内（拷問等禁止条約の選択議定書における国内防止機関（NPMs）のような）および国際のいずれのレベルにおいても、独立の監視機関による拘禁施設への定期的な視察は、基本的に必要である。
- 家族および地域社会を含めて、市民社会・市民団体は、重要な監視の役割を果たし、刑務所へのアクセスを許されなければならない。
- 刑務所における安全と暴力を防止する活動は、もっと注意を与えられなければならない。職員の研修と教育は、被拘禁者の権利を保護し、刑務所におけるあらゆる人にとって暴力の状況と脆弱さを減らすために必要とされる。

被収容者の権利および社会における被収容者の役割

受刑者が自分のもっている自由をさまざまに奪われるものではないという点について、参加者の中にコンセンサスがあった。また実際には、受刑者は社会の外に置かれるという困難な立場に陥る可能性がある。したがって、「正常化の原理（principle of normalisation）」に従うべきであって、すなわち、できる限り、所外の生活と類似の生活を受刑者に許すことが重要である。

もっとも重視されたテーマは、家族の絆を促進し、外部社会との接触を通じて、より広い社会に統合され、つながるという状態に止め置く必要があるという点である。家族の絆を促進することは、社会との一体性について死活的に重要な役割を果たし、これを通じて服役後に地域社会への復帰が促進されることになる。最善の実践例としては、子どもや家族による特別の訪問のために施設を整備した例、配偶の訪問を許した例などがある。受刑者に、収容中の権利と責任に関して適切な情報を与えることは、最善の実践例の1つである。準備資料の中には「刑務所収容の統合的・社会復帰的な目標を推進する」という点について参加者は、おおむね賛同した。

十分かつ適切な食事や医療を提供することへの権利、宗教活動をする権利などの基本的な権利を認める必要があるという点について、参加者に意見の一致があった。政治的な権利、とりわけ投票権の行使については、参加国によってさまざまであった。このような問題について国が適切な決定をする手助けをするには、一般に承認された人権規範が何であるかについて適切な情報を提供することがかかせないが、国際基準や地域基準

は、その点で死活的に重要な役割を果たすという指摘があった。

受刑者の労働の権利という問題は、大いなる試みといえる。適当な労働を提供できるようにすることは、刑務所収容の社会再統合の目的にとって基本的に必要な要素であるが、搾取の可能性とか、地域の労働コストを切り下げるこことによって地域社会と緊張関係を生み出すおそれがあるという問題とも照らし合わせて、慎重に検討しなければならない。受刑者にも安全な労働環境が保障されなければならない。それが遵守させるよう、視察の仕組みを組み込む必要がある。

受刑者の中にも、子どもや女性など、特別な地位とニーズを持ち、格別に扱わなければならぬ少数者がいる。大部分の ASEM 参加国では、女性や少年は成人男性とは分離された施設に収容されている。女性の立場が弱いものであり、男性の施設に比べて貧弱な施設である点も、懸念が表明された。

過剰収容状態は国によって違いはあるけれど、非人道的な拘禁状態にもつながる普遍的な問題として捉えられていた。コンセンサスとかより特別な活動の対象になったというわけではないけれど、拘禁からのダイバージョンや修復的司法・正義（restorative justice）が刑務所人口の減少において有益であるという点について、参加者の同意がみられた。

<勧告（全訳）>

- 「受刑者はその 1 つの自由を失うのであって、さまざまな自由を失うのではない」。受刑者は依然として社会の一員であるから、目的は、「正常化の原理」に従うものでなければならない。
- 受刑者は、刑務所収容の間においても、その後においても——家族の絆の維持を確保するため、積極的な国の活動を通じて社会に統合されなければならない。子どもの最善の利益は、家族の一員が刑務所に収容されている場合には、第一義的に考慮されなければならない。
- 拘禁からのダイバージョンおよび修復的正義・司法は、刑務所における過剰収容を処理する適切な方法である。
- 強制労働を防止する国際労働基準は、刑務所においても遵守されなければならない。労働が刑務所において許されている状況においては、報酬の平等な制度が与えられなければならない。刑務所の作業所における安全を確保するため、基準が実施されなければならない。
- 国は、子どもの最善の利益が保障されることを確保するため、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）ならびに少年司法に関する国際的および地域的な基

準を遵守しなければならない。

- 刑務所における子どもは、成人から分離されなければならない。
- 刑事責任の年齢は、子どもの最善の利益に両立するものでなければならない。
- ダイバージョンの措置は、子どもおよび若年成人が社会に再統合し、かつ、再社会化することができるよう、最大限活用されなければならない。
- 女性の受刑者は、男性受刑者から分離されて収容されなければならない。
- 刑務所における女性の特別のニーズは、健康ならびに育児（natal care）および親子関係（parenthood）の諸問題にも特別の注意を払って、適切な注意を与えられなければならない。
- 職員配置（staffing）は、女性が安全に収容され、かつ、濫用・虐待から保護されることを確保するために、調整されなければならない。
- 女性が男性と同じ施設にアクセスすることを確保するために、積極的な手段がとられなければならない。

被害者の権利

全体にかかわる問題であるという理解を踏まえた上で、ワーキング・グループが一致して認めたのは、被害者の権利と受刑者の権利とが共存するものであって、対立するものとして考慮されてはならないという点である。多くの国では、刑事司法制度の中で被害者にもっと公式の役割を与える傾向にあり、被害者の地位の公認化に向けた運動は奨励されるべきだという指摘がなされた。また、しばしば受刑者と被害者が社会の同じグループあるいは同じ地域社会に属するということも指摘された。しばしば被害者は犯罪者となり、受刑者はまた被害者となる例もある。

<勧告（全訳）>

- 受刑者の権利は、被害者の権利と共に存するものであって、対立するものと考えられてはならない。
- 刑事司法制度の中において被害者にもっと公的な役割を与えることは、奨励されなければならない。
- 被害者に対する賠償のスキームは、恣意性を排除するため、国によって運営されなければならない。

F 総括所見²²⁾

このセミナーは、刑事司法制度のあらゆる段階に関連する人権問題について、幅広い問題を扱うものであった。討論を通じて扱われた共通の課題から次のような、昔からいわれていた受け止め方が、浮かび上がってきた。すなわち、安全の利益や被害者の保護と被疑者・被告人の権利との間には葛藤があること、国際的な規範を尊重・遵守することが大事であること、そもそも法的制度の実効性を確保すること自体に内在する難しさや相当な程度の複雑さが存在すること。すべてのテーマがワーキング・グループにおいても、最後の全体会においても、建設的な精神において、討論された。

ASEMに参加する各国は、きわめて多様な共同体をつくりあげている。それぞれの国の中では、利益、経験、価値のそれぞれが複数存在する。国際的な対話に与すること自体が、将来の展望において多様な違いが存在することを前提としており、そのことはもっと理解されてよい問題である。総括報告者は、多様な意見に十分注意を払い、この報告書に要約した。しかしながら、刑事司法制度において尊重・遵守されなければならない人権の基本的な保障という点について、意見の不一致がほとんど完全になかったことに、総括報告者は、最終的に、心を打たれた。

22) Seminar Report pp.22.